

鳥羽市景観計画について

建設課まちづくり整備室 ☎️ 251175

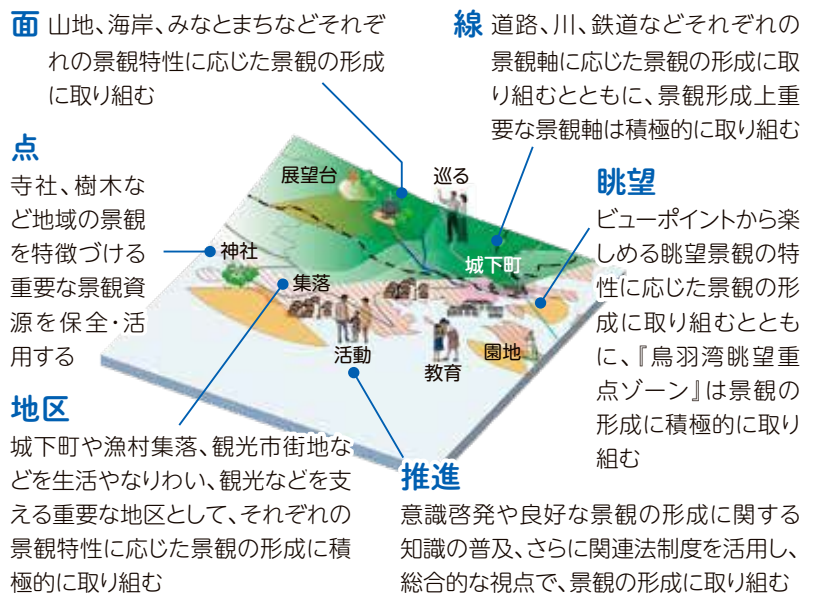
市では、令和3年4月1日より、鳥羽市景観計画を運用しています。「良好な景観の形成」や「どんな時に届け出が必要なのか」について、みなさんにお伝えします。

良好な景観の形成とは？

良好な景観の形成にあたっては、次の6つの基本目標を掲げ、それぞれの基本目標に沿った良好な景観の形成に関する方針を定めています。

| | |
|-----------|---------------------------|
| 面 | 面的な広がりのある景観のまとまりに応じた景観形成 |
| 線 | 地域を超えて伸びる骨格となる景観軸に応じた景観形成 |
| 点 | 景観を構成する要素となる景観資源の保全活用 |
| 地区 | 個性豊かで、魅力ある地区に応じた景観形成 |
| 眺望 | 視点場からの眺望に応じた景観形成 |
| 推進 | 良好な景観の形成を推進する環境づくり |

(図1) 良好な景観の形成に関する基本目標



どんな時に届け出が必要なのか？

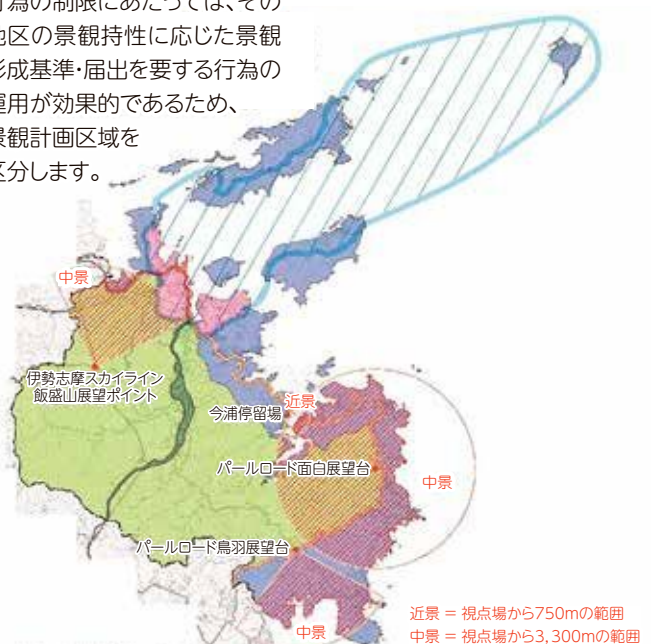
鳥羽市景観計画では、市全域を景観計画区域に定め、地区に応じた魅力ある景観形成に取り組むため、景観区域内を7つのゾーンに区分しています(図2)。

届け出が必要となるのは、例えば建築物や工作物においては、原則、高さ10mを超えるものまたは建築面積500㎡を超えるものが基準となっています(建築物や工作物以外でも、届け出が必要な場合があります)。なお、基準を満たしていても、原則、全ての行為において届け出が必要となるゾーンがあります(図3)。

(図2) 景観計画のゾーニング

景観計画区域

行為の制限にあたっては、その地区の景観特性に応じた景観形成基準・届出を要する行為の運用が効果的であるため、景観計画区域を区分します。



(図3) 景観届出基準



くわしくは、建設課まちづくり整備室までご相談いただくか、ホームページを確認してください。

